

後期高齢者医療保険料を

7月中旬に通知します

令和元年度における後期高齢者医療保険料が決定しましたので、7月中旬に通知します。

4月1日を基準に被保険者の資格がある方（4月1日以降、75歳になられた方や転入などで資格を取得した方を含む）に対し、普通徴収（納付書でのお支払いや銀行口座からの引き落とし）の方は7月から納付が始まります。特別徴収（年金引き落とし）の方は、4月より引き落としが開始されていますが、前年の所得に応じて、8月以降の保険料額が決定します。

なお、保険料率は、法令に基づき2年間の医療給付費などに応じて定めることになっています。令和元年度の保険料率や負担軽減額は、東京都後期高齢者医療広域連合議

会において議決されました。制度の安定的な運営のため、期限内の納付にご協力をお願いします。

後期高齢者医療
保険料通知

○保険料の軽減について

後期高齢者医療制度の保険料は、所得に応じて、軽減する制度があります。軽減を受けるためには、所得の申告が必要です。

【所得割額の軽減】

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下※	50%
20万円以下※	25%

※については、東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置です。

※問い合わせは、住民課
☎ 83-2182

令和元年度における後期高齢者医療保険料が決定しましたので、7月中旬に通知します。

4月1日を基準に被保険者の資格がある方（4月1日以降、75歳になられた方や転入などで資格を取得した方を含む）に対し、普通徴収（納付書でのお支払いや銀行口座からの引き落とし）の方は7月から納付が始まります。特別徴収（年金引き落とし）の方は、4月より引き落としが開始されていますが、前年の所得に応じて、8月以降の保険料額が決定します。

なお、保険料率は、法令に基づき2年間の医療給付費などに応じて定めることになっています。令和元年度の保険料率や負担軽減額は、東京都後期高齢者医療広域連合議

○保険料の計算方法について

令和元年度 後期高齢者医療保険料額 (限度額：62万円)	=	均等割額 被保険者1人あたり 43,300円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 ×所得割率 8.80%
------------------------------------	---	------------------------------	---	-------------------------------------

※賦課のもととなる所得金額＝前年の総所得金額等の合計－基礎控除額 33万円

【均等割額の軽減】

同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下で、かつ、その他の所得がない	8割※
33万円以下で8割軽減の基準に該当しない	8.5割
33万円 + (28万円×被保険者の数) 以下	5割
33万円 + (51万円×被保険者の数) 以下	2割

* 65歳以上（平成31年1月1日時点）の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円（高齢者特別控除額）を差し引いた額で判定します。ただし、この15万円（高齢者特別控除額）は所得割額の計算では適用されません。

* 世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。

※総所得金額等の合計額が33万円以下の場合の軽減割合は介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて見直されました。また、5割・2割軽減の判定所得の基準額が引き上げられました。

**○会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）
の被扶養者だった方の保険料の軽減**

後期高齢者医療制度の資格取得の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方の均等割額が、加入から2年を経過する月まで5割軽減、所得割額はかかりません。

平成29年4月30日以前に後期高齢者医療制度の対象となった被扶養者の方は平成31年3月31日をもって軽減期間が終了となりました。

なお、低所得による均等割額の軽減に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。